通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）概要

令和７年４月１日現在

１　介護保険証の確認：ご利用のお申込みに際し、利用者の介護保険証を確認させていただきます。

２　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、機能訓練・その他必要な日常生活維持・向上活動を行いながら、利用者の生活の質の維持向上を目指します。これらのサービスの提供にあたっては、立案された通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に従います。この計画は、利用者を含む関係各職種の協議のもとに作成され、利用者・ご家族の希望を十分取り入れます。また、施設利用に際しては、利用のための約束事も遵守していただきます。

３　利用料金：当施設は通常規模事業所になり、その規則に従います。下記金額は１日当たりの１割の自己負担分です。）

(1) 通所リハビリテーション料金

① 施設利用料基本部分

［1 時間以上 2 時間未満］

要介護 1　369 円

要介護 2　398 円

要介護 3　429 円

要介護 4　458 円

要介護 5　491 円

中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算：基本部分の 5%

②　サービス提供体制加算（Ⅲ）

1 回あたり６円

(2)　介護予防通所リハビリテーション料金

①施設利用料基本部分

要支援 1　1 月あたり　2,268 円

要支援 2　1 月あたり　4,228 円

③　中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算：基本部分の 5%

④　サービス提供体制加算（Ⅲ）

要支援 1　1 月あたり　24 円

要支援 2　1 月あたり　48 円

※上記②の加算については、提供しているものと、していないものがあります。

(3) その他の料金

①利用者の身体状況により必要とされた物品、たとえばおむつ代等は、施設で用意したものをご利用いただく場合には、お支払をいただきます。

②健康管理費　たとえばインフルエンザ予防接種、肺炎ワクチン接種等の費用はいただきます。

③基本的に保険給付に含まれていますが、通常事業の実施地域以外の地域の方が送迎を依頼された場合、お支払いただきます。
通常の実施地域を越えて送迎を行う場合の費用は、通常の実施地域を超えた地点から直線距離 で 1 キロメートルあたり 50 円をご負担していただきます（通学路等を考慮し、安全に送迎可能 な最短の道なりにより算出）。
通常の実施地域にお住まいの方は無料です

④診断書等の文書料（併設医院の料金に準じます）

⑤個人情報開示に伴う費用、実費に加え手数料として 1,650 円いただきます。

【要望及び苦情等の外部受付機関】

山口市市保険福祉部介護支援課	山口市吉敷下東 3-1-1 TEL　083-934-2525
山口県国民健康保険団体連合会	山口市朝田 1980-7 TEL　083-995-1010

令和４年５月１日作成
令和６年６月１日改定
令和７年４月１日改定